

公益社団法人 全国大学保健管理協会中国四国地方部会
保健・看護分科会運営細則

(設置)

公益社団法人全国大学保健管理協会中国四国地方部会(以下「地方部会」という。)規約第8条の規定に基づき、保健・看護分科会(以下「分科会」という。)を設ける。

(構成)

第2条 分科会は、地方部会構成員のうち、会員校の保健管理業務施設に所属する保健師、看護師及びこれに準ずる者(以下「分科会員」という。)で構成する。

(目的及び事業)

第3条 分科会は分科会員間の連絡を図り、保健管理業務の研究及び資質の向上発展に資することを目的とし、次の事業を行う。

- 1 地方部会規約第3条に定める事業のうち、保健・看護に関すること
- 2 地方部会が開催する研究集会への参画及び勉強会の開催
- 3 その他分科会の目的達成に必要なこと

(運営会議)

第4条 分科会の運営を円滑に行うため、運営会議を開催する。運営会議構成員は、地方部会幹事をもってあて、議長、副議長及び書記を置くこととする。なお、議長が必要と認められた者は、会議に参加できるものとする。

- 2 議長は、会務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 書記は、議事要旨を作成する。
- 5 運営会議は、分科会の事業及び運営に関する重要事項を審議する。
- 6 運営会議は、毎年1回以上開催し、議長が招集する。
- 7 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(連絡会)

第5条 連絡会は、分科会員間の連絡、意見交換のために、毎年1回開催する。

- 2 地方部会代表世話人校の地方部会幹事は、連絡会を開催する。

(事務所)

第6条 分科会の事務所は、議長の属する大学内に置く。

附 則

この細則は、平成14年8月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年8月31日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年8月29日から施行する。